

## 公益社団法人富山県農林水産公社 J-クレジット販売要領

### (趣旨)

第1条 本要領は、公益社団法人富山県農林水産公社（以下「公社」という。）が公社分収林の森林整備を通じて取得した J-クレジット（以下「公社 J-クレジット」という。）をカーボン・オフセット等に取り組む企業・事業者等へ販売することに関して必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 本要領において、用語の意義は当該各号に定めるところによる。

#### (1) J-クレジット

国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量

#### (2) 公社 J-クレジット

J-クレジットのうち、公社分収林において認証された森林 J-クレジット

#### (3) カーボン・オフセット

自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入することにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること。

#### (4) J-クレジット登録簿

「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱」に基づく制度管理者（国）が管理する電子システム

#### (5) 保有口座

J-クレジット登録簿において、クレジットを保有するための口座

#### (6) 無効化

J-クレジット登録簿上で J-クレジットを無効化口座に移転し、それ以降移転できない状態にすること。

### (購入希望者の募集)

第3条 公社 J-クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）の募集は、原則として公社ホームページにより行うものとする。

2 募集にあたっては、公社が保有する公社 J-クレジット数量の範囲内で行うものとし、公社ホームページに販売できる数量等を公表する。

3 公社 J-クレジットは、年度毎に販売できる数量のうち、県内に住所を有する企業（支店・営業所等を含む）・事業者等に優先的に販売する。ただし、公社が必要と認

める場合は、この限りではない。

(販売単価、販売単位)

第4条 公社J-クレジットの販売単価は、市場価格等を考慮の上、別に定め、公社ホームページで公表するものとする。

- 2 市場価格、需給状況その他の事情に変動があった場合、販売単価を見直すことができる。
- 3 最低販売数量は、1トン(t-CO2)とし、1トン(t-CO2)単位で販売するものとする。

(購入の申込み)

第5条 購入希望者は、購入申込書(様式第1号)及び添付書類を、持参、郵送及び電子メールのいずれかの方法により、公社理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。

- 2 次に掲げる事項に該当する法人、団体等は、公社J-クレジットの購入を申し込むことができない。
  - (1) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている法人その他の団体等
  - (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある法人その他の団体等
  - (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした法人その他の団体等
  - (4) 法令又は公序良俗に反する法人その他の団体等
  - (5) その他本事業の適正な実施ができないと認められる者
- 3 理事長は、第1項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、公社J-クレジットの使用に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

(購入者の決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容を審査の上、公社J-クレジットの購入者を決定する。

- 2 理事長は、前項の規定により購入者を決定した場合は、決定した購入希望者に書面(様式第2号)により通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 理事長は、前条の規定により決定した購入者と売買契約書(様式第3号)を作成し、契約を締結する。

(売買代金の納入)

第8条 購入者は、公社J-クレジットの売買代金を理事長が発行する請求書（様式第4号）により、指定された期日までに納入するものとする。なお、納入に要する費用は購入者が負担するものとする。

(公社J-クレジットの移転・無効化)

第9条 理事長は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、J-クレジット登録簿により、公社の保有口座から購入者が保有又は指定する口座へ販売した公社J-クレジットの移転手続きを行うものとする。

2 購入者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合には、前項の規定にかかわらず、公社がJ-クレジット登録簿上の公社J-クレジットについて無効化を行うものとする。

3 理事長が公社J-クレジットの無効化を行った場合は、公社が無効化通知書の写しを購入者に送付するものとし、購入者が無効化を行った場合は、無効化通知書の写しを公社に送付するものとする。

(証明書の発行)

第10条 理事長は、公社J-クレジット購入の証として、購入者に対し、前条の移転又は無効化手続き完了後に証明書（様式第5号）を発行するものとする。

(裁判管轄)

第11条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、理事長と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月24日から施行する。